

●香川県告示第385号

平成19年香川県告示第77号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成19年8月1日から施行する。
平成19年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
団地名	建設年度	構造別	令第2条第1項第4号に規定する数値		団地名	建設年度	構造別	令第2条第1項第4号に規定する数値	
略					略				
屋島西	昭和51年度	略			屋島西	昭和51年度	略		
	昭和52年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	<u>ガス給湯器のあるもの 0.83</u>		中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	<u>0.77</u>	
			その他のもの					<u>0.77</u>	
			4階にあるもの					0.74	
昭和53年度～昭和61年度		略			昭和53年度～昭和61年度		略		
略					略				